

公立大学法人熊本県立大学中期目標及び中期計画（原案）について

中期目標

地方独立行政法人法第 25 条及び第 78 条の規定に基づき、議会の議決を経て知事が定めるもので、今後 6 年間に公立大学法人熊本県立大学が達成すべき業務運営に関する目標を定めたもの。

中期計画

地方独立行政法人法第 26 条の規定に基づき、中期目標の指示を受けた法人が、当該中期目標を達成するために作成する計画。作成に当たっては、知事の認可が必要とされている。

公立大学法人熊本県立大学中期目標（原案）

【期間】

平成 18 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの 6 年間

【目指すべき大学像】

21 世紀の地域社会を担う人材育成の拠点としての大学

21 世紀の地域社会の発展に貢献する有為で教養豊かな人材～地域にありながらも、国際的視野を持ち、堅実性と進取の精神を兼ね備えた人材～を育成する。

地域社会の発展に貢献する知的創造拠点としての大学

今日の社会状況に対応する専門的、最先端の学術研究の充実や、総合的な大学としての特色を生かした学際的な研究の推進により、地域活性化や環境問題など様々な課題の解決に寄与するとともに、研究成果の還元などを通じて地域社会の発展に貢献する。

県民に開かれた学習・交流拠点としての大学

県民や社会に開かれ、誰もが必要に応じて教育研究資源を活用できるよう、学術、教育、文化等の学習・交流を推進する。

さらに、他大学との連携や海外協定校等との交流推進により、大学間の教育研究資源の共有化や情報交換、教員・学生の交流を促進する。

公立大学法人熊本県立大学中期計画（原案）

【期間】

平成 18 年 4 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日までの 6 年間

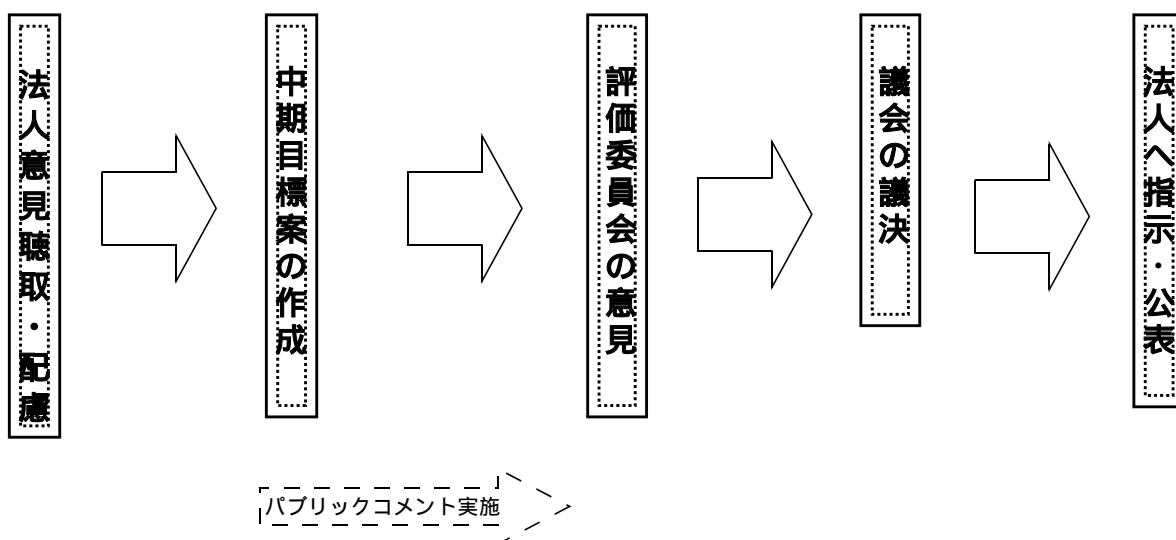
【計画の内容】

大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置や、業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置等について記載。

【中期目標及び中期計画作成スケジュール（予定）】

- 3月下旬 ・ 中期目標原案の作成
- 4月 ・ 中期目標原案について法人からの意見聴取
- 4月～5月 ・ パブリックコメント実施
- 4月～5月 ・ 中期目標原案についての熊本県公立大学法人評価委員会からの意見聴取
- 6月議会 ・ 中期目標案の県議会への提案
- 7月 ・ 法人に対する中期目標の指示
- 7月 ・ 法人からの中期計画の認可申請
- 7月 ・ 中期計画についての熊本県公立大学法人評価委員会からの意見聴取
- 8月 ・ 中期計画の認可

中期目標（県が作成するもの）



中期計画（法人が作成するもの）

